

日時：令和4年8月24日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 オンライン

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、栗原参事官、香月参事官、
吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○伊藤企画官 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第213回個人情報保護委員会を開会いたします。
本日の議題は一つです。

議題1「指定難病患者データの個人情報流出事案の対法方針について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本件は、厚生労働省が収集する指定難病患者に関するデータについて、研究者から、利用申出を受けて提供したデータファイルに、本来削除されているべき氏名、生年月日、住所など、延べ5,640人分の個人情報が含まれている旨、研究者からの報告で8月5日に判明したものです。

次に、委員会の対応方針です。本件は、厚生労働省において報道発表がなされ、新聞等において報道が行われました。現在、厚生労働省が事案の詳細把握、原因分析及び再発防止策の検討を行っています。

厚生労働省に対しては、事実関係の把握に必要な資料の確認及びヒアリングを実施し、確認された問題点に応じて、個人情報の保護に関する法律第154条に基づく指導などの要否について検討します。

なお、本件については、国の行政機関である厚生労働省が延べ5,000人以上の要配慮個人情報情報を漏えいしたこと、厚生労働省が8月15日に報道発表及び新聞報道が行われており、社会的影響の大きい重大事案であることから、資料1について公表することとしたいと考えております。

説明は以上であります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

なお、令和3年改正個人情報法により、今年度から国の行政機関についても、当委員会が所管することとなりましたが、今般の事案は、国の行政機関の事案として当委員会に諮られ

る初めての事案となります。ヒアリング等を実施して事実関係についての確な把握を行い、その上で、法によって適切な対処を行うのが当委員会の役割でございます。

加えて、今般の事案のように、行政機関が保有する個人情報にはより機微な内容を含むものが多くあることから、当委員会としては、今般の事案を含めてであります、しっかりと必要な対応を行うことが重要であると考えます。

事務局においては所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。